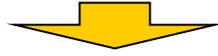


住宅改修について

申請方法について

住宅改修は以下の手順（施工前に事前に申請書を提出）で申請することとなっております。

① 住宅改修についてケアマネジャー等に相談



② 事前申請書類の提出・確認（市役所福祉介護課窓口へ）

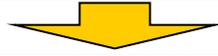
- ・利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を事前に福祉介護課介護保険担当に提出。
- ・福祉介護課介護保険担当において、提出された書類及び現地確認等により保険給付の対象として適当な改修かどうか確認します。

《利用者の提出書類》

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書
- 住宅改修が必要な理由書（※指定様式）
- 工事見積書
- 改修前の状態を確認できる写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごととし、原則として撮影日がわかるもの）
- 平面図（住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの）
- 商品カタログ（手すり、引き戸、便器等の商品カタログがある場合）
- 住宅の所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合）



③ 利用者へ決定通知を送付
（事前申請を受けてから一週間から10日程度かかります。）



④ 施工 → 完成



⑤ 住宅改修費の支給申請・決定

- ・利用者は、工事終了後領収証等の費用発生の実状がわかる書類等を福祉介護課介護保険担当に提出。「正式な支給申請」となります。
- ・大月市は、事前に提出された書類のと通りの工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。

《利用者の提出書類》

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用に係る領収証
- 工事内訳書
- 完成後の状態を確認できる写真（便所、浴室、廊下等の箇所ごととし、原則として撮影日のわかるもの）
- 委任状（被保険者本人と振込口座の名義人が異なる場合）

支給改修費の支給限度基準額

要介護状態区分にかかわらず、支給限度額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割（一定所得以上の方は8割または7割）が介護保険から支給されます。（改修費が20万円だった場合は支給額18万円、16万円または14万円となります。）

利用できるのは、原則として現在の住まいについて1回ですが、限度額に満たない場合は、複数回に分けて利用できます。また、以下の場合には改めて住宅改修費の支給が受けられます。

- ・転居した場合
- ・最初の住宅改修着工日と比べて、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合

住宅改修費の支給は、償還払い（先に全額を支払っていただき、申請後に支給）となっております。

問い合わせ先：大月市 福祉介護課 介護保険担当

電話 0554-23-8035